

議 会 報 告 会

～開かれた議会を目指して～

議会報告会は、開かれた議会として、皆様に議会の内容を報告し、皆様からのご意見などをお伺いすることを目的として開催するものです。

また、報告会は、那珂市議会として実施するものであり、議会として決定したことなどを主に報告することを目的としております。議員個人の活動や見解、意見を報告説明することは、差し控えさせていただきます。あらかじめご理解ご了承の程、よろしく願いいたします。

◎平成 26 年 5 月 24 日（土）午後 2 時 ふれあいセンターごだい

◎平成 26 年 5 月 25 日（日）午後 2 時 ふれあいセンターよこぼり

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 出席議員紹介
- 3 議長あいさつ
- 4 議会報告
 - 3月定例議会の議決事項などを中心に報告します
 - ①議会運営委員会報告（定例会概要と議会改革推進概要）
 - ②総務生活常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ③産業建設常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ④教育厚生常任委員会報告（委員会審議概要）
- 5 休 憩（10分）
- 6 ご質問・ご意見
 - ①議会報告について
 - ②市政に関することについて
- 7 閉 会

出席議員

5月24日(土)	5月25日(日)
<p>助川 則夫 寺門 厚 綿引 孝光 中庭 正一 萩谷 俊行 勝村 晃夫 中崎 政長 笹島 猛 武藤 博光 遠藤 実 福田耕四郎 加藤 直行 木内 良平 (13名)</p>	<p>助川 則夫 海野 進 筒井 かよ子 小宅 清史 木野 広宣 古川 洋一 勝村 晃夫 君嶋 寿男 遠藤 実 須藤 博 石川 利秋 木村 静枝 (12名)</p>

議会運営委員会報告書

1 那珂市議会の概要

①議員定数 22名

②定例会 年4回開催（3月、6月、9月、12月）

③議会の委員会等の構成

- ◆議会運営委員会（議会運営などを審査）
- ◆常任委員会（主に議案や請願などを審査）
 - ・総務生活常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
 - ・教育厚生常任委員会
 - ・原子力安全対策常任委員会（平成26年3月設置）
- ◆特別委員会（特定案件の調査のために設置）
 - ・議員定数等調査特別委員会（平成26年3月設置）
（議員定数、議員報酬、政務活動費などを調査）
- ◆会議規則で定める会議
 - ・全員協議会（主に議案以外の案件を審査）
 - ・議会広報編集委員会（議会だより編集）

2 議会運営委員会の概要

- ・所管事項（地方自治法第109条第3項）
 - 議会の運営に関する事項
 - 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 議長の諮問に関する事項
- ・主な審査内容など
 - 定例会の会期日程（案）作成、議案の委員会付託、一般質問の調整
 - 会期日程の変更、議会改革推進など議会運営に関するもの

3 議会改革の推進状況

- ・平成24年9月19日～平成26年3月3日 議会改革特別委員会
議会改革の指針となる議会基本条例を制定（平成25年10月）
第1回議会報告会を開催（平成26年1月）
- ・平成26年3月から 議会運営委員会が議会改革を継続して推進
議員費用弁償の改正（平成26年4月から日額2,000円⇒0～360円）
原子力安全対策特別委員会を常任委員会化（平成26年3月）
市長附属機関への議員就任の見直し（平成26年4月から）
議員勉強会実施（平成26年4月から）

4 3月定例会の概要

3月3日 開会

議長辞職により新議長選挙

副議長辞職により新副議長選挙

原子力安全対策常任委員会設置

常任委員会委員任期満了（2年）により委員選出

議員定数等調査特別委員会設置

特別委員会委員選出

3月4日 市長の施政方針説明

市長提出議案説明（平成26年度予算、条例改正などの議案説明）

全員協議会（議決案件以外の市政報告など）

3月6日 一般質問（5人）

3月7日 一般質問（4人）

議案の常任委員会付託

3月11日 教育厚生常任委員会（議案審査）

3月12日 総務生活常任委員会（議案審査）

3月13日 産業建設常任委員会（議案審査）

3月18日 全員協議会（追加議案などの審査）

3月20日 各常任委員会から議案審査結果報告

議案採決

閉会

5 平成26年第1回定例会（3月）の会期日程

日次	月日	曜	区分	会議時刻	主な内容
1日	3月3日	月	本会議	10時	1 開会 2 諸般の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 継続調査報告の質疑・採決 6 議会構成について
2日	3月4日	火	本会議	10時	1 施政方針説明 2 議案の上程・説明
			全協	本会議後	1 全員協議会
3日	3月5日	水	休会		(議案調査)
4日	3月6日	木	本会議	10時	1 一般質問 5人
			委員会	本会議後	1 議会運営委員会
5日	3月7日	金	本会議	10時	1 一般質問 4人 2 議案の委員会付託 3 請願・陳情の委員会付託
6日	3月8日	土	休会		
7日	3月9日	日	休会		
8日	3月10日	月	休会		
9日	3月11日	火	委員会	10時	1 教育厚生常任委員会
10日	3月12日	水	委員会	10時	1 総務生活常任委員会
11日	3月13日	木	委員会	10時	1 産業建設常任委員会
12日	3月14日	金	休会		(議事整理)
13日	3月15日	土	休会		
14日	3月16日	日	休会		
15日	3月17日	月	休会		(議事整理)
16日	3月18日	火	全協	10時	1 全員協議会
17日	3月19日	水	休会		(議事整理)
18日	3月20日	木	委員会	9時30分	1 議会運営委員会
			全協	10時	1 全員協議会
			本会議	全協後	1 委員長報告及び質疑・討論・採決 2 閉会
			委員会	本会議後	1 教育厚生常任委員会

6 3月定例会での議決案件名と結果（太字は議員提出議案）

議案番号	議案内容	結果
	教育厚生常任委員会調査事項	調査完了
	原子力安全対策特別委員会調査事項	調査完了
	議会改革特別委員会調査事項	調査完了
	議長辞職の件	許可
選挙第1号	議長選挙	当選決定
	副議長辞職の件	許可
選挙第2号	副議長選挙	当選決定
選任第1号	常任委員会委員の選任について	選任
選任第2号	議会運営委員会委員の選任について	選任
選挙第3号	大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	指名推選当選決定
選挙第4号	茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について	指名推選当選決定
選挙第5号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について	指名推選 当選決定
発議第1号	那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
発議第2号	那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
選任第3号	常任委員会委員の選任について	選任
発議第3号	議員定数等調査特別委員会の設置について	原案可決
選任第4号	議員定数等調査特別委員会の選任について	選任
	議席の一部変更について	原案可決
報告第1号	専決処分 ^{（注）} の報告について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）	報告済
議案第2号	那珂市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第10号	那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号	那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第12号	那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第13号	那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号	那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第15号	那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決

議案番号	議案内容	結果
議案第16号	那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例	原案可決
議案第17号	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	原案可決
議案第18号	那珂市安全な飲料水の確保に関する条例	原案可決
議案第19号	那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例	原案可決
議案第20号	平成25年度那珂市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第21号	平成25年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決
議案第22号	平成25年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第23号	平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第24号	平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決
議案第25号	平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第26号	平成26年度那珂市一般会計予算	原案可決
議案第27号	平成26年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決
議案第28号	平成26年度那珂市下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	平成26年度那珂市公園墓地事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	平成26年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成26年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	原案可決
議案第32号	平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成26年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成26年度那珂市水道事業会計予算	原案可決
議案第35号	那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について	原案可決
議案第36号	公の施設の広域利用に関する協議について	原案可決
議案第37号	市道路線の認定について	原案可決
議案第38号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第39号	工事請負契約の締結について	原案可決
報告第2号	専決処分報告について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）	報告済
議案第40号	那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
同意第1号	那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意
同意第2号	那珂市監査委員の選任について	原案同意
請願第1号	要支援者を介護保険予防給付から切り離すことに反対の請願書	継続審査
	委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について	原案承認
	委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出について	原案承認

那珂市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び議会（第4条—第7条）

第3章 議会運営（第8条—第10条）

第4章 議会組織（第11条—第14条）

第5章 市長等、議会及び議員（第15条—第18条）

第6章 議員の活動原則（第19条—第22条）

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続（第23条・第24条）

附則

地方自治体は、昭和22年に施行された日本国憲法及び地方自治法に基づき、住民福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

その地方自治体は、地域の問題は地域で考え解決するという住民自治の原則から、住民の代表として選挙で選ばれた首長及び同じく住民の代表である議員により構成される議会が、お互いに緊張感を保ち、切磋琢磨^{きたく}しながら地方政治を推進する形態となっている。

地方議会は、発足して半世紀以上が経過し、地方自治の根幹として、大きな社会情勢の変化に対応し、数々の重要課題に対峙^じし、決断を重ねながら、自治体の住民福祉の増進のために重要な役割を果たしてきた。その結果、日本はめざましい発展を遂げ、豊かな社会を実現し、成熟した社会を迎えている。現在、地方分権の時代が到来し、自立した地方自治体を目指すために、市町村合併や協働のまちづくりを推進するなど、地方議会の果たすべき役割は益々大きくなっている。しかしながら、その一方で、地方議会に対する住民の関心や存在感は、希薄化してきている。このようなことから、地方議会は、積極的な議会改革を展開するとともに、議会への市民参加を促進するため広く情報提供をするなど、議会の活性化を図るための努力を重ねている状況にある。

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の基本原則)

第2条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

- (1) 議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。
- (2) 市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。
- (3) 本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）の内容について情報提供をすること。
- (4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。
- (5) 会議等は、公開すること。
- (6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。

(議員の基本原則)

第3条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

- (1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。
- (2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。
- (3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。
- (4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

第2章 市民及び議会

(市民及び議会の関係)

第4条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(市民等の意見陳述)

第5条 議会は、市民等から提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

(議会の情報提供)

第7条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

第3章 議会運営

(議員の自由討議)

第8条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

(議会の調査制度等の活用)

第9条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、学識経験者、市民等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

(常任委員会の活性化)

第10条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第11条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第13条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第14条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第15条 議会の会議等において、出席している市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第16条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 起源及び背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の有無及びその内容

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (市長の附属機関への議員就任)

第17条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第18条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第19条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第20条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第21条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第22条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

総務生活常任委員会報告書

1 総務生活常任委員会の概要

- ・所管事項

企画部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部、議会事務局、他の委員会に属さない事項

- ・主な審査内容など

定例議会に提出された議案や請願、陳情などについて、委員会で執行部より説明を求め、質疑を行い、賛否についての判断を行う。

2 3月定例会での審議内容と結果

	議案名等	内 容	結果
1	那珂市手数料条例の一部を改正する条例	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の許可申請手数料を、那珂市手数料条例の中に含めるもの	可決
2	那珂市公園墓地条例の一部を改正する条例	消費税の変更により、公園墓地の墓地管理料及び公園墓地使用許可証の再交付手数料の改定を行うもの	賛成多数
3	那珂市環境審議会条例の一部を改正する条例	審議会への議員参画を見直し、審議会の委員定数を20人以内から16人以内に改めるもの	可決
4	那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例	消費税の変更により、危険物手数料の改定を行うもの	賛成多数
5	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	市民の安全と良好な生活環境の保全や災害防止を目的とし、適正な土砂等の埋立てを図るため、土地の埋立て等の関係者の責務を明確にし、開発行為等の土地の埋立ての規制強化のため、条例を全部改正するもの	可決
6	那珂市安全な飲料水の確保に関する条例	飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策等について、県より那珂市に権限が移譲されるため条例を制定するもの	可決
7	那珂市消防長及び消防署長の資格を定める条例	消防組織法の改正により、当市の消防長等の資格基準を定めるため、条例を制定するもの	可決
8	平成25年度那珂市一般会計補正予算(第4号)	総額1億2,053万円を減額 事業費の確定などによる減額 総務費では財政調整基金へ積立	可決

	議案名等	内 容	結果
9	平成 26 年度那珂市一般会計 予算	予算総額 181 億 5,000 万円、 前年比 2 億 2,000 万円の減	賛 成 多数
10	平成 26 年度那珂市公園墓地 事業特別会計予算	予算総額 1,200 万円 福ヶ平霊園、瓜連富士霊園の維持管理	賛 成 多数
11	那珂町・瓜連町新市まちづく り計画の変更について	合併特例債の適用期限が平成 36 年度ま で 10 年間延長されたことにより、那珂 町・瓜連町新市まちづくり計画を変更す るもの	可決
12	公の施設の広域利用に関する 協議について	瓜連グラウンドが瓜連小学校の施設とな ったことから、公の施設の広域利用に関 する協定による施設から削除するもの	可決
13	工事請負契約の締結について	消防救急無線や消防指令の業務を広域で 共同管理執行するため、消防救急デジタ ル無線及び高機能消防共同指令センター 整備の工事請負契約を締結するもの 総額 80 億 928 万円 (うち当市負担 1 億 9,627 万 1 千円)	可決

※ 上記結果のうち、可決＝「全会一致で可決」、賛成多数＝「賛成多数で可決」を
表しています。

産業建設常任委員会報告書

1 産業建設常任委員会の概要

- ・所管事項

産業部、建設部、上下水道部の所管に属する事項

- ・常任委員会の主な役割

定例議会に提出された議案や請願、陳情などについて、委員会で執行部より説明を求め、質疑を行い、賛否についての判断を行う。

2 3月定例会での審査内容と結果

	議案等	内容	結果
1	静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	余暇活用施設「しどりの湯保養センター」の廃止に伴い、静峰ふるさと公園のグラウンド・ゴルフ場を利用する者で、余暇活用施設「しどりの湯保養センター」を利用する者への利用料金の減額規定を削除するための一部改正	可決
2	那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例	消費税法等の一部改正に伴う施設の使用料金表の改正と、条例中の一部文言を改めるもの	可決
3	那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		可決
4	那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例	茨城県安全な飲料水の確保に関する条例の一部改正に伴う一部改正	可決
5	平成 25 年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）	歳入歳出それぞれ 1 億 2,053 万 1,000 円の減額補正	可決
6	平成 25 年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	歳入歳出それぞれ 1,137 万 1,000 円の減額補正	可決
7	平成 25 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 4 号）	歳入歳出それぞれ 5,540 万 9,000 円の減額補正	可決
8	平成 25 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出それぞれ 600 万円の減額補正	可決
9	平成 26 年度那珂市一般会計予算	歳入歳出総額 181 億 5,000 万円（前年比 2 億 2,000 万円の減額）	可決

	議 案 等	内 容	結果
10	平成 26 年度那珂市下水道事業特別会計予算	歳入歳出総額 23 億 3,000 万円 (前年比 1 億 5,400 万円の減額)	可決
11	平成 26 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算	歳入歳出総額 8 億 1,100 万円 (前年比 1 億 3,000 万円の減額)	可決
12	平成 26 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算	歳入歳出総額 1 億 8,500 万円 (前年比 2,200 万円の減額)	可決
13	平成 26 年度那珂市水道事業会計予算	収益的収入総額 11 億 8,774 万円 支出総額 11 億 3,664 万円 資本的収入総額 1 億 1,565 万 9,000 円 支出総額 4 億 2,193 万 5,000 円	可決
14	市道路線の認定について	市道 13 路線の認定を行うもの	賛成多数
15	市道路線の廃止について	市道 3 路線の廃止を行うもの	可決

※上記結果のうち、可決＝「全会一致で可決」、賛成多数＝「賛成多数で可決」を表しています。

教育厚生常任委員会報告書

1 教育厚生常任委員会の概要

- ・ 所管事項

保健福祉部、教育委員会の所管に属する事項

- ・ 常任委員会の主な役割

定例議会に提出された議案や請願、陳情などについて、委員会で執行部より説明を求め、質疑を行い、賛否についての判断を行う。

2 3月定例会での審査内容と結果

	議案等	内容	結果
1	那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により条例の一部を改正するもの	可決
2	那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例	芳野学童保育所の新築移転及び戸多学童保育所の廃止に伴い、条例の一部を改正するもの	可決
3	那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例	諮問機関等への議員参画の見直しにより委員構成の見直しをするため、条例の一部を改正するもの	可決
4	那珂市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	社会教育法の改正により、条例の一部を改正するもの	可決
5	那珂市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	運営審議会委員で「各まちづくり委員会から推薦された者」の任期とまちづくり委員会役員の任期のずれを整合させるため、条例の一部を改正するもの	可決
6	那珂市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	那珂市青少年問題協議会設置条例の廃止、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、条例の一部を改正するもの	可決
7	那珂市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例	青少年育成市民会議に青少年健全育成に関する取り組みを一元化するため、青少年問題協議会を廃止するもの	可決
8	平成 25 年度那珂市一般会計補正予算(第 4 号)	予算総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2,053 万 1,000 円を減額するもの	可決
9	平成 25 年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)	予算総額から歳入歳出それぞれ 3,174 万 1,000 円を減額するもの	可決

	議案等	内容	結果
10	平成 25 年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第 3 号)	予算総額から歳入歳出それぞれ 9,186 万 1,000 円を減額するもの	可決
11	平成 26 年度那珂市一般会計予算	予算総額 181 億 5,000 万円、前年比 2 億 2,000 万円の減	賛成多数
12	平成 26 年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	予算総額 57 億 3,400 万円、前年比 1 億 5,700 万円の増	賛成多数
13	平成 26 年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算	予算総額 43 億 1,000 万円、前年比 1 億 9,000 万円の増	賛成多数
14	平成 26 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算	予算総額 5 億 1,400 万円、前年比 4,300 万円の増	賛成多数
15	要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書	現在の介護認定において要支援 1・2 に認定された要支援者へのサービスのうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)の 2 つのサービスを介護保険制度から切り離し、市町村が地域の実情に応じた柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスが提供できる新しい総合事業(地域支援事業)に移行することに反対するもの	継続審査

※上記結果のうち、可決＝「全会一致で可決」、賛成多数＝「賛成多数で可決」を表しています。

3 今後の所管調査事項

① コミュニティ・スクールについて

今後の那珂市の教育方針の 2 本柱である「小中一貫教育」と「コミュニティ・スクール」のうち、後者の「コミュニティ・スクール」について調査・研究を行っていきます。

「コミュニティ・スクール」とは、“地域とともにある学校づくり”のことです。

学校と地域の人々(保護者・地域住民)が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにも繋がります。(文部科学省ホームページより)

まずは『コミュニティ・スクール』の知識を習得し、必要に応じて先進地を視察するなどして、執行部との共通理解を図っていきます。